

答申第 782 号

情公第 3117 号

令和 6 年 3 月 1 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成30年6月22日付けで諮問された特定事件に関する文書一部非公開の件
（その46）（諮問第825号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事（以下「実施機関」という。）が、平成30年3月9日付けの行政不服審査法第46条第1項の規定に基づく裁決を受け、別表2に掲げる行政文書を特定した上で、同年3月20日付けで行政文書一部公開決定を行ったことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、平成28年9月23日付けで、実施機関に対して、特定事件に関する情報一切を内容とした行政文書の公開請求（以下「1回目公開請求」という。）を行った。
- (2) 1回目公開請求に対し、実施機関は、平成28年10月5日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、諾否の決定期間を延長する決定を行った上で、同年11月21日付けで、別表1の「公開することができない部分の概要」欄に掲げる情報について、条例第5条第4号柱書該当を理由とした行政文書一部公開決定（以下「原処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成29年2月23日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、原処分の取消しを求める審査請求（以下「1回目審査請求」という。）を行った。
- (4) 上記(3)の1回目審査請求に対し、諮問実施機関（条例第17条に規定するものをいう。以下同じ。）は、平成29年7月11日付けで、神奈川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に諮問した。
- (5) 上記(4)の諮問に対し、当審査会は、平成30年1月10日付けで、諮問実施機関に答申（以下「前回答申」という。）した。

答申の内容は主に次の3点であった。

- ア 実施機関は、特定2施設の不審者等対応マニュアルを対象文書として特定した上で、改めて諾否の決定を行うべきである。
 - イ 原処分において非公開とした情報の一部は公開すべきである。
 - ウ その余の決定は妥当である（原処分維持）。
- (6) 答申を受けた諮問実施機関は、平成30年3月9日付けで、裁決を行っ

た。

裁決の内容は、上記(5)の答申の内容であるアからウに沿ったものであった。

(7) 実施機関は、上記(6)の裁決を受け、審査請求人に対し、平成30年3月20日付けで、次の2つの諾否決定を行った。

ア 上記(5)の答申内容「ア」に沿った決定として、特定2施設の不審者等対応マニュアルを対象文書として特定のうえ、条例第5条第4号柱書の、事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報に該当することを理由に、マニュアルの冒頭のタイトル部分を除いた情報を非公開とする一部公開決定（以下「決定①」という。）

イ 上記(5)の答申内容「イ」「ウ」に沿った決定として、平成30年3月9日付け裁決により非公開処分を取り消された情報を公開とし、かつ、原処分が維持された情報に対し原処分と同一の諾否の判断をした一部非公開決定（以下「決定②」という。）

（なお、決定①及び決定②を併せて以下「本件処分」という。）

(8) 審査請求人は、本件処分に対し、平成30年3月25日付けで再度審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

(2) 不開示部分は、いずれも、条例第5条第4号に該当しない。

(3) 防犯に関すると思われる情報は、他の審査請求でも審査請求人の請求が認容されており、本件でも同様に認容すべきである。少なくとも条例第6条第1項の規定による部分開示を実施すべきである。

(4) 不開示部分は、いずれも、条例第7条に該当する。

(5) 特定事件の重大性に鑑みて、ただし書の生命等保護規定や公益上の理由による裁量的開示規定は、まさに本件のような場合に発動すべきであって、言い換えれば、本件で発動しなければ如何なる場合にも同規定が発動されず、空文化されることになることを懸念する。

- (6) 条例第5条第4号のうちアからオまたはその他のいずれに該当すると判断したのか記載されていないため、条例第10条第3項、神奈川県行政手続条例第8条第1項及び第14条第1項に違反し、理由説明に不備がある。
- (7) 不開示部分につきインカメラ審議を求める。

4 実施機関（担当：福祉子どもみらい局厚木児童相談所）の説明要旨

(1) 処分理由

本件処分の理由は次のとおりである。

当該処分に係る非公開情報は、入所者等の利用者を有する特定2施設における不審者等対応マニュアルの内容そのものであって、加害者が来所した場合等の緊急時における対応手順が具体的に記載されているものであるところ、この内容を公開すると、当該マニュアルを有する特定2施設の具体的な防犯体制が明らかとなり、当該防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめるおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

(2) 条例第7条該当性について

条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

これを本件について見ると、本件非公開情報は、特定2施設の不審者対応マニュアルの内容そのものであって、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難である。

よって、本件非公開情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものである。

(3) 文書の探索の不十分性及び解釈上の行政文書不存在について

審査請求人は、文書の探索が不十分であることや解釈上、行政文書に該当しないと判断したことが違法である旨主張しているが、次のとおり、かかる主張には理由がない。

本件審査請求は、1回目審査請求が裁決により一部認容（原処分を一部取消し）されたことを受けて行われた本件処分に対する審査請求である。

審査請求人は、1回目審査請求においても、文書の探索が不十分であること等を主張しており、この点については前回答申を受けて行った平成30年3月9日付け裁決において明らかなように既に審査済みである。

当該審査の結果、本件請求の趣旨に照らして特定すべき文書は、前記裁決のとおり、原処分において特定した文書及び決定①において改めて特定した文書のみであるところ、この点について変わるところはなく、また、これを覆すような新たな事情もないことに鑑みれば、決定①における文書の特定に遺漏はない。

よって、この点に関する審査請求人の主張には理由がない。

5 審査会の判断理由

(1) 行政文書の特定の妥当性について

審査請求人は、文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法であると主張している。これに対し実施機関は、次のとおり審査請求人の主張には理由がないと説明している。すなわち、前回答申を受けて行った平成30年3月9日付け裁決において明らかなように、行政文書の特定については審査済みであり、これを覆す新たな事情もないため、文書の特定に遺漏はない旨主張している。そこで以下では、本件処分における行政文書の特定の妥当性について検討する。

この点、当審査会は前回答申において、実施機関は特定2施設の不審者等対応マニュアルを対象文書として特定した上、改めて諾否決定を行うべき旨の判断を示した。そして、その後の諮問実施機関の裁決の内容及び当該裁決を受けて実施機関が改めて行った諾否決定の内容を確認したところ、いずれにおいても当審査会による前回答申に沿った判断が行われているこ

とが認められた。よって、行政文書の特定に遺漏はないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる新たな事情も審査請求人から示されていない以上、実施機関が本件処分において、特定2施設の不審者等対応マニュアルを特定したことは妥当である。

(2) 決定①における非公開情報該当性判断の妥当性について

ア 条例第5条第4号柱書該当性について

審査請求人は、特定2施設の不審者等対応マニュアルに係る非公開情報（以下「本件非公開情報①」という。）は条例第5条第4号に該当しない旨主張している。これに対し、実施機関は、本件非公開情報①を公開すると、当該施設の具体的な防犯体制が明らかとなり、防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめるおそれがあるため、条例第5条第4号柱書の、事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報に該当すると主張している。そこで以下では、本件非公開情報①の条例第5条第4号柱書該当性について検討する。

当審査会が、本件非公開情報①を確認したところ、不審者等への具体的な対応手順・対応方法が記載されていることが認められ、これを公開すると各施設の具体的な防犯体制が明らかとなることから、施設の安全管理体制を損なうおそれがあるとする実施機関の説明は否定し難いため、実施機関が本件非公開情報①を条例第5条第4号柱書に該当すると判断したことは妥当である。

イ 条例第6条第1項の規定による部分公開について

審査請求人は本件非公開情報①について、条例第6条第1項の規定による部分公開を求めていることから、以下、実施機関が部分公開を行わなかった点の妥当性について検討する。

条例第6条第1項は、「公開請求に係る行政文書に非公開情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、当該非公開情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるときは、当該非公開情報が記録されている部分を除いて、当該行政文書の公開をしなければならない」と規定している。

この点、本件非公開情報①には、上述のとおり不審者等への具体的な対応手順・対応方法が記載されている。そして、各記載は相互に関連性を有しており、非公開部分の記載は一体として、不審者等への具体的な対応手順・対応方法に関する記載を構成しているものと認められることから、「非公開情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できる」という部分公開の要件を満たさないものと認められる。よって、実施機関が本件非公開情報①について、条例第6条第1項の規定に基づき部分公開を行わなかったことは妥当である。

ウ 「ただし書の生命等保護規定」 該当性について

審査請求人は、本件非公開情報①について、「ただし書の生命等保護規定」を適用し公開すべきである旨主張をしている。

審査請求人の主張する「ただし書の生命等保護規定」とは、条例第5条第1号エ、同条第2号ただし書又は同条第5号ただし書のいずれかを指すものと思料される。

しかし、本件非公開情報①は前述の5(2)アのとおり、条例第5条第4号柱書の、事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報に該当するところ、そもそも同号には上記のようなただし書の規定は設けられていない以上、審査請求人の主張は採用できない。

エ 条例第7条該当性について

審査請求人は、特定事件の重大性に鑑みて、条例第7条における公益上の理由による裁量的開示規定は、本件のような場合に発動すべきであって、本件で発動しなければ如何なる場合にも同規定が発動されず、空文化されるとして、本件非公開情報①は、条例第7条に規定する情報に該当するため公開すべきと主張している。これに対し実施機関は、条例第7条の適用の基礎を欠くと主張しているため、以下では、本件非公開情報①の条例第7条該当性について検討する。

条例第7条は「実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該行政文書を公開することができる」と規定している。本条は、条例

上の非公開情報を公開することによって生ずる支障を上回る公益上の必要性がある場合について実施機関の判断により裁量的に公開する余地を与えたものである（神奈川県情報公開条例解釈及び運用の基準。以下「解釈運用基準」という。）。

これを本件についてみると、本件非公開情報①は、前述の5(2)アのとおり、これを公開することによって施設の安全管理体制を損なうおそれがある情報であると認められる。しかし、本件においてかかる事態を生じさせてでも保護しなければならない公益上の必要性について、審査請求人は、「特定事件の重大性」を理由として主張するのみで、特定2施設の安全管理体制の毀損という支障を上回る、公開によって得られる公益上の必要性について具体的な根拠を示しているとは認め難い。よって、条例第7条が規定する「公益上特に必要があると認めるとき」とは認められないことから、審査請求人の主張は採用できない。

オ 小括

以上のことから、実施機関が、本件非公開情報①を条例第5条第4号柱書の、事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報に該当することを理由として、行政文書一部公開決定を行ったことは妥当である。

(3) 決定②における非公開情報該当性判断の妥当性について

当審査会が前回答申で、条例第5条第4号柱書の、事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報に該当することを理由に非公開決定妥当と判断した情報（以下「本件非公開情報②」という。）について、実施機関は決定②において、再度非公開決定をしている。これに対し審査請求人は、再度、本件非公開情報②の公開を求める種々の主張をしていることから、以下、この点について検討する。

ア 条例第5条第4号柱書該当性について

審査請求人は、本件非公開情報②について、「防犯に関するとされる情報は、他の審査請求でも審査請求人の請求が認容されており、本件でも同様に認容すべきである」旨の主張をしているが、審査請求人のかかる主張については具体的根拠が示されていない以上、採用できない。

イ 「ただし書の生命等保護規定」該当性について

審査請求人は、「ただし書の生命等保護規定」を適用し公開すべきである旨主張をしている。しかし、前述のとおり、本件非公開情報②は条例第5条第4号柱書の、事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報に該当するところ、そもそも同号には上記のようなただし書の規定は設けられていない以上、審査請求人の主張は採用できない。

ウ 条例第6条該当性について

審査請求人は条例第6条第1項を適用し部分公開すべきである旨主張をしているが、当審査会は前回答申において、部分公開の可否も審議の上で非公開決定妥当との判断を示しており、今回、当該判断を覆すに足りる事情も示されていない以上、審査請求人の主張は採用できない。

エ 審査請求人のその他主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれの主張も1回目審査請求と同一の主張であり、当該主張の当否については前回答申にて判断済みであり、当審査会の判断を左右するものではない。

オ 小括

以上のことから、実施機関が本件非公開情報②を条例第5条第4号柱書の、事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報に該当することを理由として、行政文書一部公開決定を行ったことは妥当である。

6 附言

審査請求人は、非公開事由が条例第5条第4号のうち、アからオまたはその他のいずれに該当すると判断したのか決定通知書に記載されていないため、条例第10条第3項等に違反し、理由説明に不備がある旨主張している。

当審査会が本件処分に係る行政文書一部公開決定通知書を確認したところ、「公開することができない部分及び理由」欄において、「神奈川県情報公開条例第5条第4号該当」と記載されており、審査請求人の主張のとおり、同号の柱書に該当する情報であるのか、又は同号のアからオまでに規定するいずれの情報に該当するのかについては明記されていないことが認められた。しかし、同通知書及びその別表には、「具体的防犯体制に関する情報のため」や「防犯訓練の実施の有無に関する情報であるため」等の具体的な非公開理

由も併せて記載されていることから、条例第10条第3項が理由の付記を求める趣旨、すなわち、「実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、その審査請求に便宜を与える」という趣旨（解釈運用基準）を損なうとはいえず、同項に違反するものとは認められない。

もつとも、今後実施機関において条例第5条第4号の規定に基づいて諾否決定を行うに当たっては、同号柱書に該当する情報であるのか、又は同号のアからオまでに規定する情報のいずれかに該当するのかを明記することが望ましいことをここに附言する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

行政文書の内容	公開することができない部分の概要
特定会議議事概要	「○各施設等での対応」の各所属長の発言
	「○意見交換・質疑」の各発言
	「○予算関係」の特定幹部職員の発言
特定会議	特定事件を受けた入所施設での対応について（調査票）
	入居を伴う県有施設における警備体制の状況
特定会議に係る特定事件関係想定資料の確認について	各入所施設の夜間の防犯体制
	各入所施設の緊急時の連絡体制
	各入所施設の防犯カメラの設置状況
	各入所施設のその他設備、器具の状況
	特定事件以降の各入所施設での対応状況
特定会議の開催について（通知）	特定事件を受けた入所施設での対応について（調査票）
	入居を伴う県有施設における警備体制の状況

別表 2

項番	本件処分において特定された文書
1	特定 2 施設の不審者等対応マニュアル

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 6 月 22 日 (収受)	○ 諮問
令和 5 年 12 月 21 日 (第 233 回部会)	○ 審議
令和 6 年 1 月 22 日 (第 234 回部会)	○ 審議
令和 6 年 2 月 26 日 (第 235 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
小 沢 奈 々	横浜国立大学教育学部准教授	
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(令和6年3月1日現在) (五十音順)